

研究活動における不正行為への対応に関する規程

(2008年4月1日制定)

最近改正 2015年3月11日

(趣旨)

第1条 この規程は、大谷大学及び大谷大学短期大学部(以下「本学」という。)における研究活動について不正行為が生じた場合における対応等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「教職員」とは、大谷大学職制規程に定められた専任職員、契約職員及び兼任職員をいう。

2 この規程において「研究者」とは、大谷大学職制規程に定められた専任職員、契約職員及び兼任職員並びに本学で研究活動を行う研修員、客員研究員、特別研究員、嘱託研究員、協同研究員等、研究に関わる者をいう。

3 本学に在籍する学生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学研究生であっても、研究に関わる時は、「研究者」に準ずるものとする。

4 この規程において「不正行為」とは、本学の研究者が研究活動を行う場合における次の行為をいう。

(1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成し、研究の報告又は論文等に利用すること。

(2) 改ざん 研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究結果等を用いて、研究の報告又は論文等に利用すること。

(3) 盗用 他人のアイデア、研究過程、研究結果、論文又は用語を、当該他人の了解を得ず、又は適切な表示なしに使用すること。

(4) 不正使用 法令その他本学の規則等に反する研究費等の使用

(5) 特定不正行為 本項第1号、第2号及び第3号の不正行為

5 この規程において「副学長等」とは、大谷大学職制規程第16条から第17条の2までに規定する者及び同規程第31条の4の図書館長、博物館長、真宗総合研究所長及び人権センター長をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学における研究活動の適正な運営及び管理並びに不正行為の防止を総括するために、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者には、学長を充てる。

3 最高管理責任者は、研究活動における不正防止対策の基本方針を策定及び周知し、それらを実施するための必要な措置を講じる。

(統括管理責任者)

第3条の2 研究活動の適正な運営及び管理を統括するために、2名の統括管理責任者を置き、

そのうちの1名は研究費を担当し、他の1名は研究活動を担当する。

- 2 それぞれの統括管理責任者には、以下の者を充てる。
 - (1) 研究費担当 学監・事務局長
 - (2) 研究活動担当 研究・国際交流担当副学長
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者の命を受け、研究活動の適正な運営及び管理並びに不正行為の防止についての具体的な対策を策定し、その実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 4 統括管理責任者は、各部局における日常的な公的研究費等の運営及び管理のために、部局責任者を置くことができる。

(コンプライアンス推進責任者)

第3条の3 研究活動における不正防止対策を実施し、コンプライアンス教育を推進するために、コンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、前条第2項第2号における統括管理責任者が兼務する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者の命を受け、次の業務を行う。
 - (1) 研究活動における不正防止対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 公的研究費等に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理及び監督する。
 - (3) 公的研究費等の管理及び執行をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の受講者から、次の内容を記した誓約書を徴収する。誓約書の提出がない者については、科学研究費助成事業等の競争的資金への申請、運営及び管理に関わらせない。
 - (1) 本学及び公的研究費等の配分機関の規則等を遵守すること。
 - (2) 不正を行わないこと。
 - (3) 不正を行った場合の、本学又は公的研究費の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、業務を達成するためにコンプライアンス副責任者を置くことができる。

(不正行為への対応責任者)

第4条 本学における不正行為への対応に関する責任者(以下「対応責任者」という。)は、研究・国際交流担当副学長とする。

- 2 対応すべき事案により、必要がある場合は、前項にかかわらず、学長は対応責任者を研究・国際交流担当副学長以外の副学長等のうちから指名することができる。

(窓口)

第5条 本学における不正行為に関する告発、申立て、情報提供等(以下「申立て」という。)に対応するため、不正行為申立て窓口(以下「窓口」という。)を置く。

- 2 窓口は、教育研究支援部及び学外の弁護士事務所に置く。
- 3 窓口は、次の業務を行う。

- (1) 不正行為に係る相談
 - (2) 不正行為に係る申立ての受付け及び申立者への受付け通知
 - (3) 不正行為に係る申立て、提供された情報の整理及び対応責任者への取次ぎ
 - (4) 第13条に規定する不服申立ての最高管理責任者への取次ぎ
 - (5) 申立者への判定結果の通知
- 4 教育研究支援部における告発及び申立てへの対応は、原則として専任の教育職員及び専任の事務職員が行うものとする。ただし、教育職員については研究倫理委員会の委員を充てる。

(不正行為に関する申立て)

第6条 申立ては、顕名によるものとし、次の事項を明示した書面(ファクシミリ、電子メールを含む。)、電話、面談等を通じて、窓口に対して直接行わなければならない。

- (1) 不正行為を行ったとする研究者、グループ等の氏名又は名称
 - (2) 不正行為の具体的内容
 - (3) 前号の内容を不正とする科学的合理的理由
- 2 前項に関わらず、匿名による告発があった場合、申立ての内容に応じ、顕名の申立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 3 対応責任者は、当該申立ての対象に他機関に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の長に当該申立てを回付する。
- 4 第1項の申立てが書面でなされるなど、窓口が受け付けたか否かを申立者が知り得ない方法による申立てがなされた場合は、窓口は、申立者に申立てを受け付けたことを通知しなければならない。
- 5 第1項に定めるもののほか、不正行為が報道により指摘又は学会並びに他機関から指摘された場合も、対応責任者は、第1項の申立てがあったものとみなすことができる。また、本学の研究者による不正行為がインターネット上に掲載されていることが確認できた場合も同様の取扱いができる。

(予備調査)

第7条 対応責任者は、第5条第3項第3号の規定に基づく報告を受けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、予備調査を実施するものとする。ただし、第2条第4項第4号に係る事案への予備調査以降の対応については「研究費等の不正使用に関する取扱細則」に定める。

- 2 対応責任者は、予備調査を実施するため、予備調査委員会を置く。
- 3 予備調査委員会は、予備調査の実施に当たっては、申立者からの事情聴取又は申立ての内容に基づき、次の事項について調査する。
- (1) 当該申立てがされた不正行為が行われた可能性
 - (2) 第6条第1項第3号の規定により示された科学的合理的理由と当該申立てがされた不正行為との関連性及び論理性
 - (3) その他必要と認める事項
- 4 予備調査委員会は、次の者をもって構成する。ただし、構成員が申立者及び被申立者と直接の利害関係を有する場合は、対応責任者が指名した者と交代させることができる。

- (1) 副学長等のうち対応責任者が指名した者 若干名
 - (2) 被申立者が所属する学科の学科主任
 - (3) その他対応責任者が必要と認めた者
- 5 予備調査委員会の議長は、前項第 1 号の委員のうち、対応責任者が指名した者をもって充てる。
 - 6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、被申立者に対して事情聴取を行うことができる。
 - 7 予備調査委員会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を対応責任者に報告しなければならない。
 - 8 対応責任者は、不正行為に関する申立てを受け付けた後、30 日以内に本調査を行うかどうかの決定をしなければならない。
 - 9 対応責任者は、次条に定める本調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を申立者に通知する。その場合、予備調査委員会は、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る申立者及び配分機関等の求めに応じ開示しなければならない。
 - 10 対応責任者は、第 9 項に定める通知を受けた申立者から当該調査の結果について異議の申出があったときは、必要に応じて予備調査について、再調査を求めることができる。

(本調査)

- 第 8 条 対応責任者は、前条の予備調査により不正行為の存在の可能性が認められ、本調査の実施を決定した場合は、調査委員会を設置し、決定から 30 日以内に本調査を開始しなければならない。
- 2 対応責任者は、本調査を行う旨を、窓口を通じて申立者及び被申立者に通知しなければならない。
また、被申立者が他機関に所属している場合は、その所属機関にも通知しなければならない。
 - 3 対応責任者は、当該申立てに係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関に、本調査を行う旨を通知しなければならない。

(調査委員会)

第 9 条 調査委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 対応責任者
 - (2) 副学長等のうち対応責任者が指名した者 若干名
 - (3) 教育研究支援部事務部長
 - (4) 総務部事務部長
 - (5) 当該申立ての対象となっている研究分野の教職員 若干名
 - (6) その他対応責任者が必要と認める者
 - (7) 対応責任者が指名した本学に属さない外部有識者 調査委員会の人数の半数以上
- 2 前項第 2 号及び第 5 号から第 7 号までの委員は、申立者及び被申立者と直接の利害関係を有しない者のうちから学長が委嘱する。
 - 3 第 1 項第 3 号及び第 4 号の委員が、申立者及び被申立者と直接の利害関係を有する場合は、対応責任者が指名した者と交代させることができる。
 - 4 対応責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を申立者及び被申

立者に通知するものとする。

(異議申立て)

- 第 10 条 前条第 3 項の通知を受けた申立者及び被申立者は、調査委員会の構成について異議があるときは、当該通知を受けた日から 7 日以内に、対応責任者に異議申立てをすることができる。
- 2 前項の異議申立てがあった場合、対応責任者はその内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立てに係る委員を交代させることができる。
 - 3 対応責任者は、前項により委員を交代させたときは、当該調査委員の所属及び氏名を申立者及び被申立者に通知する。

(本調査の実施)

第 11 条 調査委員会は、次の調査を行う。

- (1) 被申立者及びその関係者(以下「調査対象者」という。)からの事情聴取
 - (2) 告発された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の関係資料等の調査
 - (3) 再実験その他の本調査の実施に関し必要と認められる事項
- 2 前項の調査に際しては、被申立者に対し、弁明の機会を与えてその聴取をしなければならない。
 - 3 調査委員会は、第 1 項の調査の実施に関し、申立者及び調査対象者に対し、必要な協力を求めることができる。
 - 4 前項の協力を求められた申立者及び調査対象者は、誠実にこれに協力をし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。
 - 5 調査委員会は、本調査に当たって、申立てされた事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。
 - 6 当該申立てに係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を提出しなければならない。

(審査及び判定)

第 12 条 調査委員会は、本調査の開始から 150 日以内に、次の事項について審査及び判定を行い、内容をまとめなければならない。

- (1) 不正行為が行われたか否か。
 - (2) 不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
 - (3) 不正行為が行われていないと認定したときは、申立てが悪意に基づくものであったか否か。
- 2 調査委員会は、前項の判定に当たっては、申立者又は被申立者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

- 3 調査委員会は、第 1 項の判定の結果を最高管理責任者に報告するとともに、文書により申立者及び被申立者に、窓口を通じて、通知しなければならない。また、被申立者に他機関に所属する者がある場合は、次条の不服申立てによる審査の終了後、当該所属機関の長にも通知するものとする。
- 4 当該申立てに係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関に報告しなければならない。

(不服申立て)

- 第 13 条 不正行為と認定された被申立者又は申立てが悪意に基づくものと認定された申立者は、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。
- 2 前項の不服申立ては、文書を窓口提出することにより行わなければならない。
 - 3 前 2 項の不服申立ては、原則として、判定の結果の通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に行わなければならない。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。
 - 4 最高管理責任者は、前 3 項の不服申立てがあったときは、申立者又は被申立者にその旨を、窓口を通じて、通知するものとする。また、当該申立てに係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関に報告しなければならない。

(不服審査委員会)

- 第 14 条 最高管理責任者は、前条の不服申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するものとする。
- 2 不服審査委員会は、前条の不服申立てをもとに、調査委員会の判定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性について判定し、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
 - 3 不服審査委員会は、次の者をもって構成する。
 - (1) 副学長等(対応責任者を除く。)のうち学長が指名した者
 - (2) 本学の教職員のうち学長が指名した者 若干名
 - 4 予備調査委員会及び調査委員会の委員は、不服審査委員会の委員を兼ねることはできない。
 - 5 最高管理責任者は、第 2 項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により申立者及び被申立者に通知するものとする。また、当該申立てに係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関に報告しなければならない。

(再審理)

- 第 15 条 最高管理責任者は、不服審査委員会が再審理の必要があると認めたときは、調査委員会に対し、速やかに再審理を命ずるものとする。
- 2 不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合は、対応責任者は、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
 - 3 調査委員会は、前項により再審理を命ぜられたときは、第 11 条及び第 12 条の規定を準用して再調査並びに再審理及び判定を行わなければならない。

- 4 調査委員会が再審理を開始した場合は、再審理の開始から 50 日以内に、先の本調査結果を覆すか否かを決定し、結果を最高管理責任者に報告するとともに、文書により申立者及び被申立者に通知しなければならない。
- 5 申立てが悪意に基づくものと認定された申立者からの不服申立ての再審理については、30 日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。
- 6 申立者及び被申立者は、第 2 項の判定の結果に対して異議を申立てることはできない。
- 7 当該申立てに係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関に結果を報告しなければならない。

(裁定)

第 16 条 調査委員会は、第 12 条第 1 項(異議申立てが行われた場合において、再審理を行ったときは、前条第 3 項)の判定が行われた場合に、不正行為の有無及び程度について裁定を行う。

- 2 対応責任者は、前項の裁定の後、その結果及び次項に定める措置について、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 対応責任者は、第 1 項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、調査委員会の議を経て、次の措置をとることができる。
 - (1) 被申立者の教育研究活動の停止措置等に関する学長及び関係副学長等への勧告
 - (2) 研究資金等の配分機関、関連教育研究機関等への通知
 - (3) 関連学会、学術誌編集委員会等への通知
 - (4) 競争的資金等による研究に係る不正行為が特定不正行為に該当する場合は、文部科学省への報告
 - (5) その他不正行為の排除のために必要な措置
- 4 対応責任者は、第 1 項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、個人情報保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、当該裁定の概要について公表するものとする。この場合において、公表事項について被申立者の意見があるときには、その意見を付して公表するものとする。
- 5 前項の公表の方法については、別に定める。
- 6 対応責任者は、第 1 項の裁定の結果、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として当該裁定の概要について公表しない。

(被申立者の保護)

第 17 条 対応責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、被申立者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、調査委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐者の同席)

第 18 条 調査委員会、予備調査委員会及び不服審査委員会は、第 7 条から第 15 条までの手続に際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めた

ときは、申立者又は被申立者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第 19 条 不正行為に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 20 条 学長及び教職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 対応責任者は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第 21 条 不正行為に係る申立てにかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不正目的の申立て)

第 22 条 対応責任者は、不正行為に係る申立てに関し、悪意をもって虚偽の申立てその他不正を目的とする申立て(以下「不正目的の申立て」という。)を行った者について、調査委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 学長及び対応責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の申立てを行ったとみなし、申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(監督官庁への報告)

第 22 条の 2 文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動のうち、不正行為が特定不正行為に該当する場合は、第 8 条第 3 項、第 11 条第 6 項、第 12 条第 4 項、第 13 条第 4 項、第 14 条第 5 項及び第 15 条第 7 項の報告に加えて、文部科学省へも報告するものとする。

(期限内の達成が困難な場合の報告)

第 22 条の 3 第 7 条第 8 項、第 8 条第 1 項、第 12 条第 1 項及び第 15 条第 4 項で定められた内容を期限内の達成が困難であることが判明した場合は、その理由及び達成予定日を、最高管理責任者及び必要な機関に報告しなければならない。

(所管)

第 23 条 研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部局の協力を得て、教育研究支援部教育研究支援課が所管する。

(改廃)

第 24 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第 25 条 研究上の不正行為が生じた場合における措置について、この規程に定めのない事項は、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定)及びその他の関係法令通知等に定めるところによる。

付 則

この規程は、2008 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、2012 年 2 月 1 日に一部改正し、2012 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、2013 年 4 月 1 日に一部改正し、同日から施行する

付 則

この規程は、2015 年 3 月 11 日に一部改正し、同日から施行する。